

～原発事故による損害を受けた皆様へ～

広野町の方へ



ADRセンターが無料で和解仲介します

- 東京電力から示された金額では納得できない。
- 東京電力から賠償されない。などお困りの方



中立・公正な公的機関
「紛争解決(ADR)センター」
をご利用ください。

センターの特徴

1. 弁護士資格を有する仲介委員が中立・公正な立場から和解仲介を担当します。
2. 裁判よりも手続きが簡便で、御本人様おひとりでも申立てができます。
(電話などで事情をお伺いしています。)
3. 仲介費用は無料です。(ただし、送料などの実費は発生します)
4. 中間指針(賠償について国に設置された審査会が定める一般的な指針)に明記されなかったものについても、個別の事情に応じて和解案を提示しています。

センターの実績(令和元年12月末時点(速報値))

- これまで2万5000件・11万人を超える方から申立てを受け付けています。
- これまで仲介手続きを終了した案件のうち、8割以上が和解成立に至っています。
※これまでの案件のうち、6割以上が弁護士を立てずに申し立てられています。

- ◆ 東京電力から提示のあった金額よりも低い和解案は出ません。
※和解案の提示に至らず打ち切りとなる場合があります。
- ◆ 原発事故直後の損害について、今からでも申立てができます。
※今回の原発事故に関する損害賠償請求を行うことができるのは、損害を知った時から「10年」です。

個人：精神的損害(慰謝料)の延長、増額、生活費増加分等

＜高校生のおさんがいらっしゃる方の例＞

- 旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難した申立人ら(父母及び子ども3名)の日常生活阻害慰謝料について、長男(平成25年3月に高校卒業)及び長女(平成26年3月に高校卒業)が避難先の高校に通学を継続することから、長男につき平成25年3月分まで、父母、長女及び二女(平成26年3月に小学校卒業)につき平成26年3月分までの期間につき、それぞれ賠償された。(平成31年3月25日 公表事例1523)

＜幼い子がいる方、家族で別の場所への避難をすることとなった方の例＞

- 旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難した申立人ら(乳児を含む親子)について、家族別離や、育児を恒常的に一人で行わなければならない事情等を考慮して、母親について月額6万円を増額するなど精神的損害が増額して賠償された。(平成25年12月1日 公表番号787)

＜原発事故前は野菜を自己栽培されていた方の例＞

- 旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住し、自宅敷地において自ら消費するための野菜を栽培していたが、原発事故によって避難した申立人らについて、除染の状況や耕作再開の支障等を考慮し、平成26年12月分まで他所で野菜を購入することによって生じた生活費増加費用が賠償されたほか、家族間別離が生じたこと又は妊婦であったこと若しくは乳幼児の世話を要したことを考慮して日常生活阻害慰謝料(増額分)が賠償された。(平成31年1月16日成立 公表番号1492)

個人：原発事故によって入通院を要することとなった方の例

旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していた申立人の生命身体損害(入通院慰謝料)について、既に平成30年5月分まで東京電力に対する直接請求によって一定額の支払がされていたものの、追加で賠償された。(平成30年10月19日成立 公表番号1462)

記入された「申立書」は、最寄りの事務所・支所(平日9:00~17:00 予約不要)で受け付け致します。また、右の住所あて直接郵送することも可能です。

〒105-0003 東京都港区西新橋1-5-13
第8東洋海事ビル9階
原子力損害賠償紛争解決センター
東京事務所

お問い合わせ

県内には福島事務所(郡山)及び4支所(南相馬、いわき、福島、会津若松)があります。いわき支所：いわき市平字小太郎町1-6(いわきセンタービル4階)



又は  0120-377-155 (受付時間 平日10:00~17:00)

文部科学省 ADRセンター

検索

原子力損害賠償紛争解決センター